

～京町家の保全・継承に向けた施策の全体像～

【京町家所有者】

困っている人の行動パターンと保全・継承に向けた誘導

＜行動パターン＞

＜保全・継承に
向けた施策＞

所有を継続する

意思決定できない

所有が困難

Aパターン

支援を受けて自己負担
しても保有を続ける
(居住系)

Bパターン

活用により, 他用途も含
めて保有を続ける

Cパターン

相続問題や賃貸借等
による問題を抱え, 所有
継続, 売却, 解体等の
行動がとれない

Dパターン

持ち続けるのは難しく
町家のまま譲渡する

Eパターン

持ち続けるのは難しく
更地(解体)にして他に
譲渡する

柱2

柱3

柱1

誘導

取壊しに関する事前届出制度

京町家の滅失の歯止め

京町家の保全及び継承に関する条例の制定

＜京町家の保全・継承に向けた施策の3本柱＞

柱1 流通・活用機会の確保

- ①民間事業者との連携による流通・活用環境の構築
- ②流通・活用機会の徹底的周知
- ③流通・活用機会の拡大
- ④活用の円滑化に向けた規制緩和
- ⑤条例による流通・活用のための相談時間の確保
- ⑥民間事業者との連携による相談窓口の充実

連携

連携

柱2 所有者の保全・継承に係る助成制度 の創設・拡充

京町家の修繕費用に対する支援

柱3 京町家の価値の共有

- ①京町家の価値についての理解を深める
- ②京町家の価値を広める

取組の効果を高める施策